



Title	ロシア農村共同体の土地割替慣行 : その普及過程に関する一考察
Author(s)	鳥山, 成人; TORIYAMA, Shigeto
Citation	スラヴ研究, 24, 51-73
Issue Date	1979-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5089
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00002586871.pdf



ロシア農村共同体の土地割替慣行

——その普及過程に関する一考察——

鳥 山 成 人

I

19世紀中葉以来ロシアの農村共同体が一般に注目されてきたのは、何よりもその土地割替慣行のためであった。しかしこの慣行が普及した時期の共同体は、永い間実証的研究の対象にならないできた。土地割替を示す史料は16世紀にさかのぼるが、その事例がふえてくるのは17世紀後半とりわけ世紀末からである。そしてその後、先ず貴族所領と教会領（修道院領と主教領）でほぼ18世紀半ばまでに土地割替が一般的になり¹⁾、これよりおくらせて18世紀末以降に北ロシアなどの国有地でこれが普及し、シベリアの国有地ではさらにおくらせてこれが19世紀後半になる。

従って、土地割替慣行の成立を考える場合、先ず明らかにされなければならないのは、17世紀末-18世紀半ばの貴族所領と教会領における農民の土地用益とそれに対する共同体の規制の実態である。ところが研究史をみると²⁾、割替慣行発生期の共同体や共同体による土地用益規制に関する実証的研究は、革命前、主に北ロシアやシベリアの国有地について行われ、それらをもとに、割替慣行の成立過程についても早くにいくつかの理論的説明が現われた。そのうちとくに重要なのは、シベリアの共同体を主な研究対象としたカウフマンのもので、そこでは、共同体員による自由な土地占取・用益が人口の増加・農耕適地の不足にともなって、共同体による土地用益規制にとって代られ、これがいくつかの段階を経て定期的な土地割替にいたる、とされた³⁾。

革命前の研究は19世紀、とりわけ農民改革（1861）後の共同体における土地割替を主にとりあげたが、革命後のソヴェト史学では、第二次大戦後、中世後期（14-16世紀）の

1) См. Очерки истории СССР. Период феодализма. Россия во второй четверти XVIII в., М., 1957, стр. 61; 「かくして共同体の土地用益は、18世紀前半に、共同体が農民のあいだに定期的に土地を再配分することで均等な性格をもつ、十分に発達した出来上った制度として現われた。」（Л. Н. Вдовина, Земельные переделы в крестьянской общине в 20-50-е годы XVIII века (по материалам монастырских вотчин), 《История СССР》, 1973, No. 4, стр. 153).

2) 近年のロシア共同体の研究史には、C. Goehrke, *Die Theorien über Entstehung und Entwicklung des "Mir"*, Wiesbaden, 1964. の他、M. B. Petrovich, "The peasant in Nineteenth-Century Historiography", W. S. Vucinich(Ed.), *The peasant in Nineteenth-Century Russia*, Stanford, 1968, pp. 206-18; Л. Н. Вдовина, Вопрос о происхождении крестьянской общины в русской дореволюционной историографии, 《Вестник Московского университета》, Серия IX, 1973, No. 4 などが、C. Г. Пушкарев, крестьянская поземельно-передельная община в России, Newtonville, Mass., 1976, стр. 1-14; В. А. Александров, Сельская община в России (XVII-начало XIX в.), М., 1976, стр. 3-41. も、それぞれに研究史を整理している。

3) См. И. А. Полтаранин, Проблема общины в трудах А. А. Кауфмана, 《Крестьянская община в Сибири XVII-начала XX в.》, Новосибирск, 1977.

いわゆる「黒土」(のちの国有地)の農民の隷属の性格(封建的か否か)をめぐる論争のなかで、郷(волость)の共同体の問題が論ぜられて来た⁴⁾。

こうしたことで、17-18世紀の、とりわけ聖俗領主の荘園の共同体とそれが農民の土地利用において果たした役割については、永い間本格的な研究が現われなかった。ただ、実証的研究はあまり進まないままに、地主領についても割替慣行成立のいわば理論は、19世紀中葉のチチュエーリン⁵⁾以来何人かの研究者によって述べられてきた。そしてそのなかでは、20世紀はじめのパヴロフ-シリヴァンスキーのそれと⁶⁾、亡命者プシュカリョフが1939・41年に発表したもの⁷⁾がとくに重要であった。勿論この両者への注目には、私自身の一定の評価が加わっており、後段でみるように、本編はとくにこの両者の示唆に負うところが大きいのである。しかしソヴェト史学では、1973年にヴドヴィナが、「18世紀の農村共同体における土地割替の問題も、ソヴェト文献では事実上研究されていない⁸⁾」、といているように、これまでほとんど研究が行われておらず⁹⁾、理論面でも実証面でもこの問題に対する学問的寄与は少なかった。

ところが、近年になってソ連では農村共同体の歴史に対する関心がにわかにより高まり¹⁰⁾、17-18世紀の聖俗の荘園の土地割替に関しても、上掲のヴドヴィナ論文を皮切りに、数編の個別研究が発表されるにいたった。即ちヴドヴィナは18世紀20-50年代の中央ロシアの二つの修道院領について¹¹⁾、アレクサンドロフはより広く18世紀と19世紀をはじめの世俗(貴族)諸領について¹²⁾、それぞれ割替慣行の実際を明かにし、18世紀前半の西北

4) これについては、石戸谷重郎「中世ロシアの共同体についての覚書」(『ロシア史研究』, No. 27, 1978)を参照されたい。

5) チチュエーリンの共同体論は、Б. Чичерин, *Опыты по истории русского права* (M., 1858) 所収の“Обзор исторического развития сельской общины в России”と“Еще о сельской общине”で展開された。

6) Н. П. Павлов-Сильванский, *Сочинения*, III (феодализм в удельной Руси), СПб., 1910, Часть I. Община и боярщина.

7) С. Г. Пушкарев, *Происхождение крестьянской поземельно-передельной общины в России*, «Записки научно-исследовательского объединения», IX, No. 67, Praha, 1939; X, No. 77, Praha, 1941. [この論文は前掲(注2)のプシュカリョフの著書に、そのЧасти I-IIとして収められており、以下本編ではこの著書を利用する]

8) Вдовина, *Земельные переделы ...*, стр. 141.

9) 割替制に限らず、共同体の研究そのものがソヴェト史学では永年放置されて来た。これは、農民史・農業史についてソヴェト史学が多くの研究業績をあげてきたことからみて、奇異な感じを与えるが、『発達』などにおけるレーニンの、共同体の役割を捨象した方法の影響がそこには考えられるように思う。

10) これについては、В. П. Даниэроф『ロシアにおける共同体と集団化』, 御茶の水書房, 1977年, 及び『ロシア史研究』, No. 27 (特集《ロシア・ソヴェト史における共同体》), 1978. を参照。

11) ヴドヴィナは同年中にもう一編(Л. Н. Вдовина, *Крестьянские челобитные как источник по истории земельных отношений в монастырской вотчине первой половины XVIII в.*, «Проблемы истории СССР, МГУ, Исторический факультет, М., 1973»), さらに翌年学位論文の要約(Л. Н. Вдовина, *Поземельные отношения и крестьянская община в монастырских вотчинах первой половины XVIII века*, автореф. канд. дисс., М., 1974)を発表しているが、ともに筆者未見である。

12) В. А. Александров, *Земельно-передельный тип сельской общины в позднефеодальной России (XVIII-начало XIX в.)*, «Вопросы истории», 1975, No. 10. この論文は他の既発表の共同体関係の論文と共に、В. А. Александров, *Сельская община в России (XVII-начало XIX в.)*, М., 1976. にまとめられた。この著書については鈴木健夫氏の書評論文「ロシアの農奴制と共同体——アレクサンドロフの研究を中心に——」(『ロシア史研究』, No. 27)がある。

ロシアの一修道院領を素材にしたシャバノヴァの論文¹³⁾と、17世紀末-18世紀はじめの北ロシア（ただし、中央ロシアに接続するヴォログダ地方）の教会所領を対象にしたバクラノヴァの著書¹⁴⁾も、土地割替慣行に論及している。この他、特殊研究ではないが、シャピロもその論文¹⁵⁾で、地主領における割替の発生・発展の問題に關説している。

これらの研究によって17-18世紀の荘園における土地用益・割替慣行の具体的内容は、そこにおける共同体の役割と共に、かなりの程度明らかになった。以下にみるように、本編も素材的にはこれらの研究に負うところが多い。また、「その（割替の）発生の諸原因の究明は本研究の課題の枠をこえる」としているアレクサンドロフ¹⁶⁾も含め、これらの研究者がそれぞれなんらかの形で割替慣行成立の諸原因を論じていることも、われわれに示唆するところが少なくない。しかしその場合あげられている、割替以前から共同体のもっていた土地管理権、農村の土地関係に対する封建国家と封建領主の関与、経営及び農業技術上の問題（とりわけ三圃制）、それから人口増加による農用地予備の枯渇（土地不足）といった点は、それぞれには納得できるものであっても、それら要因の全体としての関連は必ずしもはっきりしていない。その上、土地割替の慣行が何故比較的短かい期間——ほぼ17世紀末から18世紀半ばまで——に貴族所領と教会領で普及し一般化したのか、という最も肝心な点に、近年の諸研究も明確な解答は出していない。そこで私は以下この問題について若干の考察を試み、併せて一つの仮説を提示してみたい¹⁷⁾。

II

土地割替慣行の成立については、最初にこの問題を考えたチチュエーリンが、ピョートル一世による人頭税（*подушная подать*）の導入（1724）と結びつけて、これを説明した。

「1）税は個人から徴集されたので、各人がその義務を負うことのできる一定の地片を受けとるべきことは当然であり、その上、税額がすべてのものに平等であったから地片も平等であるべきであった。2）共同体のなかで人口がふえると、移動が不可能だったので、不可避免的に不平等ができあがらざるをえなかった。従って、最初の正常な状態を回復するには、土地の割替が必要であった。これを実施することは容易であった。土地は国家か私人に属し、農民は国家の利益のために土地に緊縛されている一時的な持主にすぎなかったからである。」¹⁸⁾

農民の土地保有権に関するチチュエーリンの考えは、その「国家学派」¹⁹⁾的思考にわざわざ

13) А. М. Шабанова, Частновладельческая крестьянская община Северо-Запада в I-й половине XVIII в. (по материалам архива Александрo-Свирского монастыря), «Ежегодник по аграрной истории», выпуск VI (Проблемы истории русской общины), Вологда, 1976.

14) Е. Н. Бакланова, Крестьянский двор и община на русском Севере (конец XVII-начало XVIII в.), М., 1976.

15) А. Л. Шапиро, Проблемы генесиса и характера русской общины в свете новых изысканий советских историков, «Ежегодник по аграрной истории», выпуск VI.

16) Александров, Сельская община в России, стр. 182.

17) 本編は、邦語文献では、土肥恒之「〈領地管理令〉研究への一視角」(『人文研究』, No. 55, 1978年)に教えられるところが大きかった。

18) Чичерин, Указ. соч., стр. 44.

19) 「国家学派」についてはさしあたり、拙稿「ペー・エヌ・ミリュコフと〈国家学派〉」(『スラヴ研究』, No. 12, 1968)を参照されたい。

いされて、あまりに単純にすぎた。しかしそればかりでなく、チチェーリン当時にはほとんど知られていなかった人頭税実施以前における土地割替の存在を示す史料がその後次々に発見されていった。そして最近の例でもバクラノヴァがその著書で、「これらの荘園の農民たちは17世紀末-18世紀はじめに担税保有地 *тяглая наделъная земля* の均等割替を行っていた。……割替には負担割当の見直しと均等化が伴った」²⁰⁾、としている²¹⁾。そこでチチェーリン説は早くに、そのままの形では維持し難くなり、これを修正する二つの考えが現れた。その一つは、ピョートルによる人頭税の導入に先立ち、1679年に国家の課税対象が耕地から農家世帯 (двор) に代ったことに着目し、この地租から戸数割への移行、即ち各世帯同額の世帯税 (подворная годать) の導入が、割替慣行普及の原因になったとするものである。そして現在の研究者ではヴドヴィナがこの契機を重視する立場に立っている²²⁾。

「世帯単位の課税方式への移行が恐らく、土地割替の発展を促進した一要因であった。世帯税の導入が農家の家族数の増加をもたらしたことは、ずっと以前から確認されている。単一世帯への数世帯の人為的集住は土地関係を複雑にした。世帯単位の課税は、個々の世帯の経済力が等しくないため、共同体成員のあいだの税の均等な割当を促進しなかった。多分このことから、持分地を平等にする傾向が発展し始めたのである。」²³⁾

土地割替の事例はとくに17世紀末からふえるので、この考えはチチェーリン説の弱点を補うものとして魅力的である。しかしウスチュゴフが1952年に紹介した史料では、農民たちは世帯税の実施後も引続き、租税を自分たちのあいだで耕地面積に応じて分担しており²⁴⁾、世帯税が土地割替を促進したといいきることには問題がある。それから、世帯税の導入が世帯の保有地の均等化を促したとする考えは、人頭税の実施後は、チチェーリンのいうように、人頭 (душа) による土地割当、従ってまた割替がひろまったことを想定するものであるが、この点についてもチチェーリン説には以前から問題が指摘されてきた。そしてアレクサンドロフの新しい研究はこれを頗る明快に次のように述べている。

「法律によれば人頭税は男子一人一人に平等に配分されたが、実際には、村落内でのその割当は各農家の負担能力に従った。かくして、各人からの税徴集という国の原則は、能力による、という別の原則によって代られた。」²⁵⁾

チチェーリン説修正の第二の方向は、16-17世紀の割替と18-19世紀の割替を、とりわけ均等割替であったか否かという点で質的・段階的に区別しようとするものである。例えばプシュカリョフは1939年の論文²⁶⁾で、16-17世紀の割替の事例がなお均等割替でなか

20) Бакланова, Указ. соч., стр. 154.

21) Шабанова, Указ. ст., стр. 63, 64 も17世紀末に割替はひろまったとしている。ただし、彼女はこれを「均等割替」とはみておらず、この問題は後段で論及する。

22) ただし、「封建国家の財政策だけで土地割替の出現を説明」できるとは、ヴドヴィナも考えてはいない。(Вдовина, Земельные переделы..., стр. 154).

23) Там же, стр. 154.

24) Н. В. Устюгов, К вопросу о раскладке повинностей по дворовому числи в конце XVII в., «Академику Б. Д. Грекову ко дню 70 летия». Сборник статей, М., 1952, стр. 221-31.

25) Александров, Сельская община в России, стр. 114. なお Там же, стр. 216, 219. をも参照。

26) これは1976年の著書で、第一部「16-17世紀のモスクワ国家における農民的土地所有と土地用益」をなしている。注7を参照。

ったことの説明に力を入れ、ゲールケは16-17世紀のいくつかのタイプの割替の事例を、18世紀の割替慣行に統合される「諸先行形態」(Vorformen)とみなしている²⁷⁾。そして現在のソ連の学界では、シャピロがこの傾向の見解を代表しているように思う。即ち——「村落共同体内部の割替及び、郷内部での村落共同体相互の割替²⁸⁾は、16-17世紀には厳密に均等的な性質はもっていなかった。これは農民の土地用益を彼らの *выть* 基準の負担につりあわせる割替であった。われわれが18-19世紀の諸史料で観察する村落共同体の枠内での割替の均等性は、領主と国家に対する諸義務の賦課が *выть* 方式（これは保有地と世帯人数の完全なつりあいを予定しなかった）から *тягло* 方式（この時は夫婦が割当単位であった）と *душа* 方式に移行したこと、ある程度関連があった。」²⁹⁾

シャピロのこの主張は、農民の諸義務の賦課単位の推移を論じた彼自身の1962年の論文³⁰⁾をふまえているが、土地割替の普及がこの賦課方式と関連があるというのは、1939年³¹⁾以来の彼の持説である。そしてこの観点は、国税ばかりでなく、それも含めて国家と領主に対する農民諸義務全体の割当単位・賦課方式を問題にしている点で、国税の賦課方式の変遷にのみ着目する方法よりすぐれているように思われる。しかし16-17世紀と18-19世紀の割替のあいだに、シャピロのいうように均等性の有無ということではっきり線をひくことには、問題がある。彼は *выть* 制の下では、国家と領主に対する諸義務の割当は農家の「家族数と暮らしぶり (*прожиточность*)」によったと指摘している³²⁾が、18世紀の *тягло* 制の下でも、*тягло* 数ばかりでなく、多くはこの「暮らしぶり」、農家の「力」(*сила*)も考慮された。これはとくに近年のアレクサンドロフの研究が明らかにしているところである³³⁾。そしてアレクサンドロフによれば、「最も多かったのは、共同体のもっている可能性の範囲内で、各世帯が生産手段即ち土地を、その経営—経済状態に応じて保障され、次いでこれにもとづいて諸義務の額が、通用している負担単位で定められる場合であった。」³⁴⁾ 従って18世紀にも、厳格な意味での均等な土地割当、従って割替は決して一般的ではなかった。各世帯の *тягло* 数あるいは *душа* 数だけで保有地面積がきまったのではないのである。

ところで、このように17世紀と18世紀の土地割替慣行がその質的違いよりは、むしろ連続性においてとらえられなければならないことになり³⁵⁾、しかもこの間、17世紀末か

27) Goehrke, op. cit., S. 189.

28) 割替には、複数の村落からなる荘園ないし郷の共同体（アレクサンドロフのいう「複合共同体」〈*сложная община*〉）が各村落に対して行なう割替と、村落内で各世帯に対して行われるそれがあった。

29) Шапиро, Указ. ст., стр. 43.

30) А. Л. Шапиро, Переход от повытной к повенечной системе обложения крестьян владельческими повинностями, «Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы 1960 г.», Киев, 1962.

31) А. Л. Шапиро, Крестьянская община в крупных вотчинах первой половины XVIII в., «Ученые записки Саратовского университета», I (XIV), 1939, стр. 50-51.

32) Шапиро, Проблемы генесиса и характера ..., стр. 43, прим. 14.

33) Александров, Сельская община в России, стр. 207, 241. なお Вдовина, Земельные переделы ..., стр. 142. によれば、村内の保有地に空きができた時にも、その土地とそれにかかる諸義務の「積み上げ」(*набалка*)をうけたのは、もっとも「家族数が多くて暮らしむきのいい (*семьянистые и прожиточные*)」農民であった。

34) Александров, Сельская община в России, стр. 211.

35) この点は、以下の論述でさらにはっきりするはずである。

ら僅か半世紀あまりのあいだの急速な土地割替の普及が、政府による税制の変更によっても、また、農民が政府と領主に対して負った諸義務の賦課単位の変化によっても、十分納得的には説明できないとすれば、われわれはこの問題をどのように考えたらよいのであろうか？ 以上の検討との関連でいえば、私は、この時期の税制の変更や諸義務賦課単位の変化が何よりも農民に対する甚だしい収奪の強化を意味したこと、そして同時に、このような収奪強化を必要とする事情が政府にも領主側にもあったことに注目したい。だから私も、租税割当単位や諸義務賦課単位の変化を、割替慣行の普及・拡大と全く無関係とは考えない。しかしこの両者はいわば無媒介に結びつくのではない。両者は農民に対する激しい収奪と、それが招いた農民の諸義務・土地保有の回避というこの時期の大きな動きのなかで関連性をもってくるのである。そしてこの点で私に非常に示唆的と思われるのは、革命前のパヴロフ-シリヴァンスキーの次のような指摘である。

「あそこ（国有地の自由な共同体——鳥山）では、割替の主な理由は土地不足であり、主な目的は、多くの土地をもつ者の犠牲で、土地過少に悩まされている者に土地を分与することである。ここ（領主制下の共同体——鳥山）では、通常土地不足は問題にならず、しばしば大きな予備の土地がある。ここで人々を悩ましてゐるのは、土地過少ではなくて租税の重さであり、割替の主な目的は、各人の諸税と労働力の間のできるだけ正確なつりあいを実現することである。あそこでは貧民は土地を求める。ここでは貧民は土地をまぬかれようとする。自分たちの力に余る土地にかかる負担の一部を自分からはずすために、保有地の一部を自分からはずそうとするのである。」³⁶⁾

私は、本編の最後で述べるように、国有地における割替制の確立過程については、パヴロフ-シリヴァンスキーとやや違った考えをもっている。また貴族所領や教会領についても、大きくみるならば、村落内の人口増による土地不足が割替発生の前提であったと考える。とくに16世紀から17世紀にかけての村落の戸数増³⁷⁾は、割替発生のそもそもの大前提である³⁸⁾。また土地不足は、19-20世紀の共同体における割替慣行存続の前提でもあった。しかし一般に、人口増加・土地不足をただちに割替慣行の問題と結びつけることには、方法的に問題があり³⁹⁾、とりわけ17世紀末以降の領主制下の共同体での割替慣行の普及についてはそうである。割替が先ず普及し始めた17世紀末から18世紀にかけての貴族所領と教会領でとくに深刻な問題になったのは、農地の不足というよりは、むしろその

36) Павлов-Сильванский, Указ. соч., III, стр. 136.

37) См. А. Н. Сахаров, Русская деревня XVII в., М., 1866, стр. 205 и сл.

38) 「単世帯村落が支配的な時には、畠地の割替は事実上不可能であった。それ故、16世紀までそのような割替に関する記事が全くないのも、偶然とみなさるべきではない。森林地帯内の単世帯ないし2世帯村落が多世帯村落に席をゆずり、郷共同体内に村落共同体が発生するようになった時はじめて、……割替の権利はこの村落共同体の成員にもひろがり始めた。史料でそのような割替が最初に語られるのは、16世紀の最後の数十年のことである。」(Шапиро, Проблемы генесиса и характера ..., стр. 42-43) ただしこの多世帯村落の形成が、人口増によるのか、集村化によるのかは、なお明らかにされていないように思う。Cf. R. E. F. Smith *Peasant Farming in Muscovy*, Cambridge, 1977; C. Goehrke, *Die Wüstungen in der Moskauer Rus'. Studien zur Siedlungs-, Bevölkerungs- und Sozialgeschichte*, Wiesbaden, 1968.

39) これは、土地割替が、ロシア帝国でも大ロシア人の居住地・植民地以外（ウクライナなど）にはひろまらなかったことから明らかである。

過剰（領主にとっても共同体にとっても、諸義務の、従ってまた保有地の引き受け手を確保し、あるいは見つけることの困難）⁴⁰⁾であり、この状況は部分的には18世紀後半まで続いたように、私には思われる。そしてこの点の重要性を示唆しているのが、パヴロフ-シリヴァンスキーの指摘である。

しかし、これまでの研究者の多くは、恐らくは19-20世紀の割替の実情と、もう一つは資料が豊富で研究も先行した国有地での割替慣行成立過程の実証と理論の影響をうけて、17-18世紀の中央地帯の荘園における土地割替の普及を考える場合にも、土地不足を大前提として来た。私はこの点に強い疑念をもち、極端にいうならば、これが研究史の上で一つの盲点をなしてきたと考える。しかしこの問題を全面的に展開することは現在の私の能力を越える。本編では、一つの問題提起として、以下バクラノヴァの著書の検討と、17-18世紀にみられた〈свалка-навалка〉⁴¹⁾の考察を中心に、私の考え=仮説をもう少し具体的に述べるにとどめる。

III

土地不足という前提はすでにチチャーリンにみられる一方、他方では現在のソ連の研究者にも糸をひいている。現在のソヴェト史学界で、近世の（ソヴェト史学の用語では「封建時代晩期」の）共同体研究の第一人者は B. A. アレクサンドロフであるが⁴²⁾、彼は割替慣行確立の理由を次のようにまとめている。

「共同体が土地割替形態をとったのは、明らかに、はじめは次のような圧力、即ち第一に、ロシアの中央地帯で政治的かつ構造的に支配的な地位を占めて、その権下の農村の経済を一定の境界に閉じこんだ私領主的土地所有の圧力、そして第二に、本来的に経営上及び農業技術上の諸原因の圧力、とりわけ、穀作に適した農民の土地が地主によってますます狭められるという条件の下で最も合理的な農耕方式たる三圃制の圧力、をうけてのことであった。」⁴³⁾

このようにアレクサンドロフは、耕地の狭隘化をあげながら、ここではこれを必ずしも決定的要因とはしていない。そればかりか彼は、この文章につけた注⁴⁴⁾で、革命前の研究者のうち、人口増加や土地不足を一次的要因とした人々の所説をあげて批判している。しかしこのアレクサンドロフも、具体的な分析になると、結局この土地不足に説明を求めており、19世紀以来の固定観念から脱しきれていないように思われる⁴⁵⁾。例えば――

40) 上掲土肥論文は、pp. 89 f. その他で、18世紀初期の農民逃亡との関連で、この困難を具体的に描き出している。なかでも、領地管理令にみられる「送還された逃亡農民に対する寛大な取扱い」の規定は、働き手の不足を如実に示していると考えられる。

41) 農民の諸義務と保有地の「積み下し」(свалка)=削減と「積み上げ」(навалка)=追加。

42) 彼の共同体研究全体に対する私の評価については注 77 を参照されたい。

43) Александров, Сельская община в России, стр. 182 [его же, Земельно-передельный тип, стр. 53-54].

44) Александров, Сельская община, стр. 182, прим. 3.

45) アレクサンドロフはその著書のはじめの研究史の整理の箇所で、「ロシアのブルジョア学者のうちでは、Н. П. パヴロフ-シリヴァンスキーだけが共同体を社会発展の一段階とする理解に近づいた」として (Александров, Сельская община, стр. 22-23), その仕事を高く評価しているが、彼のこのパヴロフ-シリヴァンスキー評価の視点は、私のそれとずれている。

「現実に行われた負担と土地割当の基礎をなしたのは、部分的な再配分であり、共同体的土地用益の明白な型と認められるのはこれである⁴⁶⁾。この型は、経済的利用に供し得る農業用地（耕地と草刈場）の量が限られていたという条件の下に発生した。」⁴⁷⁾

しかしこのアレクサンドロフの監修で出版されたバクラノヴァの研究になると、この点はさらに直截に表明されている。

「従って、住民の増加、開発された土地の不足、発生した紛争、境界設定の結果に対する農民たちの修正要求、そしてこうした条件の下での荘園管理人や村長老たちの背任行為——これらが緊張した状況をつくり、これからの出口たり得たのが、均等な土地割替であった。」⁴⁸⁾

このようにバクラノヴァの場合には、明らかに人口増加と土地不足が問題の出発点である。しかし彼女の研究内容は、よく検討してみると、彼女のこの主張を裏づけるよりは、しばしば裏切っているように思われる。彼女はその著書のはじめの方で、「17世紀には、土地をもつことは農民にとって、もはや権利ではなく、義務であった⁴⁹⁾」、といているが、この貴重な観点が、それ以下の具体的研究では生かされていないのである。勿論、彼女の研究にも方法面と実証面でいくつかの積極的な寄与があり⁵⁰⁾、その上これは今のところ、われわれにとくに関心のある17世紀の第4四半期と18世紀の第1四半期を対象とした唯一のモノグラフである⁵¹⁾。そこで以下しばらく、この研究から問題点をひろう形で、私の論点を明らかにしてゆく。

私の仮説では、17世紀末-18世紀はじめの農民収奪の著しい強化ということが出発点になるので、先ずこの点をバクラノヴァの著書からさぐることにするが、この時期の農民負担のきびしさということは、ある意味ではロシア史の常識である。この時期はアゾフ攻略戦（1695-96）に始って北方戦争（1700-21）で頂点に達した大規模かつ長期の戦争と、首都ペテルブルクをはじめ要塞・工場・運河の建設、鉱山の開発などの大々的な建設・開発事業、さらに政府機関と地方行政の大改革事業にとりくんだピョートル一世（1682-1725）の活躍期（1694年以降）と大きく重なる。ピョートル時代、とくに北方戦争の前半期に国民の負担は極端に重かった⁵²⁾。また領主層も国家に対する自らの終身勤務や欧化の要求に

46) 頻繁ではあるが部分的な、そして多くが村落単位の割替（義務負担と保有地の部分的な割替）が、彼の研究した18世紀と19世紀はじめの割替の一般的な型であって、「共同体全体の割替はまれな現象」であり（Там же, стр. 203, 238）、「共同体における全般的かつ組織的な総割替の存在を考える根拠はない」（Александров, Земельно-передельный тип..., стр. 62）, というのが、アレクサンドロフの研究の重要な結論の一つである。なお, Шабанова, Указ. ст., стр. 63. も同様の結論を導き出している。

47) Александров, Земельно-передельный тип..., стр. 69. (傍点は鳥山のもの)

48) Бакланова, Указ. соч., стр. 154.

49) Там же, стр. 47.

50) その最たるものは、この研究の表題にもなっている農家の家族構成の分析であるが、これを中心とした本研究の特徴については、「История СССР», 1978, No. 4 所収の書評（執筆者は П. А. Колесников）を参照されたい。

51) アレクサンドロフの著書は副題が〈17-19世紀はじめ〉となっているが、具体的に扱われているのは、ほぼ18世紀30年代以降である。

52) これは、北方戦争の初期に戦場に近かった西北ロシアでとりわけ甚だしかった。См. А. М. Шабанова, Государственные повинности частновладельческих крестьян северо-запада России в первой четверти XVIII в., «Из истории феодальной России. Статьи и очерки к 70 летию со дня рождения проф. В. В. Мавродина», Л., 1978.

応えるため、この時期に農民に対する収奪を強めた。もっとも、政府と領主の農民収奪の強化は既にそれ以前から目だっていた。前記の世帯税の実施（1679）が徴税の能率化と滞納や租税回避の防止を目的としたことはよく知られている。そしてシャピロが明らかにした、17世紀後半に始まる領主の賦課単位の変更も、彼によれば、一人前の賦課をまぬかれていた多数の бобыли（貧農）層の解消を主な目的とするものであった⁵³⁾。またティホノフは、有力貴族がツァーリにならってモスクワ郊外に邸宅をかまえる風は、既に17世紀後半にひろまっていた、としている⁵⁴⁾。カーンのいう貴族の「〈西欧化〉の費用」⁵⁵⁾も、ロシアの農民たちはピョートル以前から負担させられていたのである。

さて、バクラノヴァの研究はヴォログダ郡所在の大主教領とスパソ-プリルツキー（Спасо-Прилучкий）修道院領を対象としたものであるが、この時代領主に対する負担は、前者では貢租、後者では賦役が優越していた。そして彼女が結論的に述べているところによると、まず、「貨幣と現物の地代がこの時代には増加した。しかし17世紀の第4四半期（1702年まで）には、この支払いの総額が、各戸の基準は不変のまま上昇した。ところが18世紀の第1四半期には、郷全体の地代の総額は不変のまま、各戸の支払い額がふえた。このことの原因は、17世紀末に急増して18世紀の第1四半期に急減した住民の人口変動であった。」⁵⁶⁾次に、「この時期に最も大きな上昇傾向を示しているのは、農耕賦役の形での労働地代である。」両方の荘園で農家一戸当りの賦役耕地は、17世紀70年代の1.28～1.35 デジャチナから、1702年（大主教領）と1703年（修道院領）の1.6及び1.7 デジャチナ、そして1715年（大主教領）と1721年（修道院領）の3.5 デジャチナに推移している⁵⁷⁾。

国税も17世紀第4四半期に一戸当たり標準50カペイカであったのが、18世紀の当初には大主教領農民の場合60～70カペイカになり、1714～19年にはさらに、年一戸当たり2ルーブリ75カペイカになった。国税にはこの「定額金」（окладные деньги）の他、一種の「臨時税」（запросные деньги）があり、大主教領農民は1714年に併せて3ルーブリ90カペイカを負担していた。軍隊に供出した「糧食の価格も加えると、18世紀第1四半期に大主教領農民は、総額ほぼ5ルーブリの国税を支払っていた」ことになる⁵⁸⁾。

バクラノヴァのこの数字がどれほどの一般性をもっていたかを、とくに負担の重かった

53) Шапиро, Переход от повытной к повенечной системе ..., стр. 216-17.

54) Ю. А. Тихонов, Подмосковные имения русской аристократии во второй половине XVII-начале XVIII в., «Дворянство и крепостной строй России XVI-XVIII вв.». Сборник статей, М., 1975.

55) A. Kahn, "The Costs of 'Westernization' in Russia: The Gentry and the Economy in the Eighteenth Century", M. Cherniavsky (Ed.), *The Structure of Russian History*, N Y., 1970.

56) Бакланова, Указ. соч., стр. 89-90. 17世紀末—18世紀はじめのロシアの人口については、最近、1678年と1717年の戸口・人口調査（それぞれ、世帯税と人頭税の導入に先行した調査）の資料を整理した人口史家ヴォダルスキーの研究（Я. Е. Водарский, *Население России в конце XVII-начале XVIII века*, М., 1977）が公刊されたが、兩年次、とくに1678年の調査の欠落率の推定（Там же, стр. 53）には、なお問題があるように思われる。

57) Бакланова, Указ. соч., стр. 99.

58) Там же, стр. 120-22.

国税⁵⁹⁾についてみると、17世紀第4四半期の年一戸当り50カペイカという額は、ゴルスカヤのあげている中央ロシアの修道院の17世紀70年代の数字と一致する。しかしゴルスカヤによれば、70年代の50カペイカは、30年代の平均22カペイカの既に115%増(5.8%の貨幣価値低下を考慮)であり、さらにこの他、年額にならずと平均一戸当り80カペイカの臨時税が存在した⁶⁰⁾。そして合計1ルーブル30カペイカのこの負担が、17世紀末には2ルーブル20カペイカになった(ただしこの間に貨幣価値は60%低下した)⁶¹⁾。18世紀第1四半期の国家に対する負担額約5ルーブリも、シャピロがあげている1710-1711年の3つの県の教会領及び貴族領の農民の国庫に対する負担額⁶²⁾と、大きくは変わらない。しかしこれには、バクラノヴァの加算した供出糧食の価格が含まれておらず、それに毎年多数の徴兵⁶³⁾や建設・輸送労働への動員⁶⁴⁾なども加えると、18世紀の10年代には「貨幣表示で一戸当り10~15ルーブリの負担が最も一般的であったと認めても、間違いないだろう」⁶⁵⁾、とシャピロは述べている⁶⁶⁾。

以上のような農民収奪の強化は当然に農民経営の困難と崩壊、そして農民の土地保有回避を招いた。バクラノヴァの研究のなかから一例をあげると、大主教領のある村に関する1716年の報告では、C. コンドラチュフという農民が「今では貧窮のため自分の土地を捨てて荒れるにまかせており、彼にはこの土地を耕すことができない」が、代ってこれを引受けるべきものとされた「家族の多い」ステパン・セリャノフも、これを引取ると負担がふえるので、「この土地を避けてもちたがらない」⁶⁷⁾、という状況であった。しかしこの報

59) この時期の中央ロシアの私領農民の地代負担を検討した Ю. А. Тихонов, *Феодалная рента в помещичьих имениях Центральной России в конце XVII-первой четверти XVIII в. (Владельческие повинности и государственные налоги)*, «Россия в период реформ Петра I», М., 1973. は、「私的土地所有者としての地主の利益が絶対王政の国庫の政策と矛盾するにいたった」(стр. 212) ことを明らかにしている。

60) Н. А. Горская, *Государственные повинности монастырских крестьян XVII в., «Общество и государство феодальной России»*. Сборник статей, М., 1975, стр. 321-22.

61) Там же, стр. 324.

62) *Очерки истории СССР. Период феодализма. Россия в первой четверти XVIII в.*, М., 1954, стр. 166.

63) ピョートル時代の徴兵は北方戦争の初期にとくに甚だしく、1705年からポルタヴァ戦(1707)までは、毎年20戸から1人の新兵が徴され、この20戸が入隊者の糧食・衣服・靴なども負担させられた。1711年のトルコ遠征でも大きな徴兵が行われた。徴兵年令ははじめは16-20歳であったが、間もなく、30歳、40歳、時には50歳までも引上げられた。1699-1714年の徴兵は33万(年平均2万2千以上)であった。この後徴兵は少し緩和されるが、それでも1719-36年に20万余に達した。(Там же, стр. 164-65; *Очерки истории СССР. Период феодализма. Россия во второй четверти XVIII в.*, М., 1957, стр. 61. ただし, R. Wittram, *Peter I. Czar und Kaiser*, Bd. II, Göttingen, 1964, S. 10. は、1699-1725に53回の徴兵があり、その総数は28万と計算している) なおこの時代の兵役には期限がなく、徴兵は農家と共同体にとって労働力の完全な喪失を意味した。徴兵と共同体の関係については、Александров, *Сельская община в России*, Глава V. *Община и рекрутчина*. を参照。

64) ベテルブルクの建設には1707~18年に毎年4万人が2組にわかれて、それぞれ数か月間動員され、一部は遠くシベリアからも送りこまれた。(Wittram, op. cit., S. 60; *Очерки истории СССР. Россия в первой четверти XVIII в.*, стр. 165).

65) Там же, стр. 167. これは1戸当りで、当時の農業労働者の125~187日分の賃金に相当する高額の負担であった(Там же).

66) Тихонов, *Феодалная рента* ..., стр. 214. も同じく10-15ルーブリという数字をあげている。

67) Бакланова, *Указ. соч.*, стр. 151.

告は「上記のステパン・セリャノフ以外には、この土地をもってそこから税金と大主教への貢租を支払える者はいない。何故なら彼にはそれができるから」、としており⁶⁸⁾、これは次の節で扱う「積み下し・積み上げ」の一例にもなる。

経営の困難とそれに対する農民の対応の具体的な例は、この他にもバクラノヴァの著書からいくつか拾うことができるが、彼女はこれに関連して、次のような重要な指摘を行っている。

「破産のためばかりでなく、他ならぬ税金の取立て、それからとくに、滞納者への笞刑を伴った滞納金の取立てのため、農民たちはやむなく土地を捨て、村から離れたり、逃げたりした。」⁶⁹⁾

「農民たちは破産しないために、自分の保有地を全部は耕作しなかつたり、より狭い土地に移ったりするようになった。これは貯えの少ない農民ばかりでなく、豊かな農民もそうであった。」⁷⁰⁾

「捨てられた土地の多いことは、土地——恐らく、より良質のそれ——を選ぶ可能性を与え、それと共に、耕地においてける地条の規則正しい再分配が破壊されたことを物語っている。ある農民は自分の地条をすてて他人のそれを耕し、別の農民は住居のすぐ近くの土地に播種するようになった。」⁷¹⁾

「空いた保有地に播種した農民は、自分の保有地は一部しか耕作せず、それによって負担の軽減をはかろうとした。……このやり方は納税をこぼむ方法の一つであった。」⁷²⁾

農民の移動と逃亡が16世紀以来政府と領主にとって最大の問題であったことは、よく知られている。そして1649年の「法典」(уложение)による農奴制完成後の17世紀後半にも事情の変らなかつたことは、マニコフの研究⁷³⁾で既に明らかにされている。しかし同時に、ピョートル時代に特に農民の逃亡の多かつたことも周知の事実であり⁷⁴⁾、わが国でも最近土肥論文がこれを論じている⁷⁵⁾。また、国家や領主に対する諸義務負担の軽減をは

68) Там же.

69) Там же, стр. 125.

70) Там же,

71) Там же, стр. 127.

72) Там же, стр. 128.

73) А. Г. Маньков, Развитие крепостного права в России во второй половине XVII в., М.-Л., 1962.

74) 「ヨシフ-ヴォロッキー修道院のある村では1709年に、滞納金の取立人が近づいて来るとの知らせで、一人を除いて全農民が、自分たちの播種地と牧草地をすてて逃げ出した。勿論、常にかつどこでも税金の重圧が農民の完全な破滅と全員の逃亡をもたらしたわけでは決してない。しかし税金の過度の圧力による破滅と逃亡は、疑いもなく、広汎にひろがった現象であった。」(Очерки истории СССР. Россия в первой четверти XVIII в., стр. 168. См. там же, стр. 175-78) なお人頭税導入後の状況については、エカテリナ一世の即位(1725)直後に、農民は「家畜と家財の売却をよぎなくされているばかりでなく、多くのものが土地においた穀物を捨値で売って他郷に逃げている」ことが、公式に確認されている。(Очерки истории СССР. Россия во второй четверти XVIII в., стр. 70).

75) 「領地管理令は、18世紀初めに至り次第に整備された形式を獲得していったが、それと同時に、それはほぼ例外なく、農民の反社会的諸行為、とりわけ逃亡についての詳細な規定を含むことになった。そして封建領主の経済的基盤を掘り崩す、それ自体きわめて古くからの農民の「プロテスト」形態としての「逃亡」現象が、当時異常な規模にまで到達していたことにこそ、その真の理由があった。」(上掲土肥論文, p. 95) 18世紀前半の逃亡農民数については、同論文, pp. 95-96 を参照。

かって、農民が保有地の縮少をはかる現象も、あとでみるように、この時期だけの特徴ではない。しかし重税に軍隊や建設事業への動員も加わって農民経営のとくに苦しかったこの時期が、その頂点をなすことも明かである。

しかしこうした状況の下でも共同体は、国税をはじめとする諸義務負担履行の連帯責任のため、残った農民に放棄された土地と負担の追加割当を行わざるを得なかった⁷⁶⁾。しかも、残った農民が少ないほど保有地と負担の回避の動きは当然強くなるので、その割当は出来るだけ各世帯の労働力及び経済力とのつりあいを考慮したものでなければならなかった。そしてこうした状況が部分的割替の頻度の増加とその急速な一般化をもたらした、というのが私の仮説であるが、その際に、バクラノヴァの言葉でも示唆されているような三圃制を含む村落の伝統的な土地用益方式の混乱と一定の土地に対する各戸の旧来の用益権（保別保有権）の動揺も、土地用益秩序の回復と、割替をより容易にするようなその再編を必須なものにするとともに、同時にそれを可能にもしたのではなからうか？⁷⁷⁾個々の共

76) 「農民共同体における土地再分配の制度は、共同体員相互の連帯責任制を支えにしていた。課税地に空きができる時、それは共同体員の中に再配分され、彼らはその土地にかかる税を支払い、諸義務を果たした。」(Вдовина, Земельные переделы..., стр. 148) 上掲土肥論文, p. 83. 及び Шапиро, Переход от повытной к повенечной системе..., стр. 211 をも参照。

77) このように私は、割替慣行は領主よりも、むしろ共同体の主導下に普及したと考える。バクラノヴァはその著書の最後の、共同体の諸機能を扱った節で、17世紀末—18世紀はじめに「土地と負担の割当」が共同体の最も大きな権能であったこと、そして領主権力（荘園当局）の直接の関与も、とりわけ共同体による「土地用益の規制」の面では少なかったことを述べている。(Бакланова, Указ, соч., стр. 183. 188) 土肥論文 (pp. 91. 92) もチェルカッスキ公の領地管理令 (1719年) について同様のことを指摘しており、またアレクサンドロフによれば「農奴制下の共同体が個々の村落に様々な農用地を配分する権利を有したことを示す、時期的に最も古いミールのとりきめ」は17世紀末 (1691年) のものである。(Александров, Сельская община..., стр. 122) 荘園制下の共同体は正にこの時期に、各村落（と各戸）に対する諸負担と土地の配分において、それまでになかった大きな権限をもつように——正確には、もたざるをえないように——なった、と考えられる。それ故私は、上記1691年の史料が18世紀後半及び19世紀はじめの同種史料と形式上全く違わないことを以て、「17世紀末にミールのとりきめは、私的封建所領で公的な慣習法資料の一つの型としてずっと古くから保持されていた、と考える完全な根拠がある」、とするアレクサンドロフの理解 (Там же. 傍点は鳥山) には疑問をもつ。彼も、「管理令で地主たちは、共同体による保有地の経済的用益に関する問題を、まれな例外の他は、さげようと努めた」ことをあげ (Там же, стр. 114-15, 183), 「農民的土地用益に関する事柄での共同体の決定権」をくりかえし強調しているが (Там же, стр. 84, 88, 94, 95, 115), 彼はこれを共同体が古くからもっていた土地管理権に由来するもの、強いていえばその遺制と理解しているかにみえる。これは、「共同体経済の最も重要な、古くから存在した大権——〈その〉土地の村落内での管理」(Там же, стр. 115) とか、「土地と負担の割当の権能は大部分共同体の大権として残った、」(Там же, стр. 120) とか、「共同体は、〈自分の〉土地の経済的用益において、古くから存在した管理の慣行を自らに留保した、」(Там же, стр. 316) といった表現からも明かである。(Там же, стр. 236-37 をも参照) そして、古い時代の共同体の土地管理権を割替発生の出発点として措定する点は、現在のソ連の他の研究者にも概して共通している。(См. Шапиро, Проблемы генесиса..., стр. 43 и сл.; 「共同体の古い土地管理権の残存」—Шабанова, Частновладельческая крестьянская община..., стр. 61) しかし共同体が古くにどのような権能をもっていたにせよ、そこには土地割替は存在しなかった。土地用益に関する共同体の権能は、連帯責任制の下で過大な負担を課せられ、同時に土地関係の混乱した17世紀末降に著しく強化され、新しい段階に入ったと、私は考える。領主制下の共同体の土地用益規制権は、その根強い伝統のために、封建国家と封建領主の関与にもかかわらず、残ったのではなく、両者の収奪の強化に対応する必要から、共同体によって質的により高次のものとして強められたのである。アレクサンドロフ自身も、18世紀と19世紀はじめの共同体の自主制を強調する

共同体あるいは村落について割替慣行の成立過程を具体的に物語る史料は存在しないようであるが、アレクサンドロフは、リャザノフスキーの研究に従って⁷⁸⁾、18世紀20~30年代にメシチェリノフ家の某荘園で「〈家族の労働力とつりあうように平等に租税を支払う〉よう、絶えず空いた負担の再配分、負担の解除と他の農民へのその割当が行われた」事実をあげている⁷⁹⁾。そしてこの〈空いた負担〉の再配分はこの時期に、同一共同体に属する村落相互間でも行われている⁸⁰⁾。

ところがバクラノヴァは、上にみたように、領主制下の共同体における土地割替の普及を考える上で重要と思われる多くの事実をあげながら、その本当の意味を見落している。そしてこれは彼女が、さきにみたように、耕地の過剰（耕作放棄の増加）ではなく、その不足を前提として問題を考えているからである。彼女は、農民たちが自分の保有地は一部しか耕さず、他人の捨てた土地に播種している場合にも、「彼らは土地の不足を空いた土地での播種で補った」と解釈しているのである⁸¹⁾。しかし、このような彼女の考えの一つの論拠になっていると思われるのは、農民の借地（аренда）の存在なので、次にこれについて考えてみる。彼女は、17世紀末-18世紀はじめにボログダの大主教領とスパソブリルツキー修道院領で農民たちが、個々に、あるいはまとまって、本来の保有地（надел）以外に、пустошь（放棄された土地）や росчисть（森間の空き地）を借りているいくつかの例をあげ⁸²⁾、次のように主張している。

「かくしてボログダの農民たちは保有地の補足として пустоши と росчисти を借りた。これは働き手一人当りの保有地の不足と、そのために生じた労働力の予備が招いたものであった。」⁸³⁾

一方で、割替があくまでも封建的諸義務の履行のためのものであって、決して農家の経営の平均化などのためのものではなかったことを、これまたくりかえし指摘している。「例えば、「土地の再配分は何よりも、共同体全体の封建的諸義務負担の保障を目的として行われ、個々の農家の必要や経済的志向を満足させるためのものではなかった。」（Александров, Сельская община ..., стр. 317); 「共同体の土地-負担管理が農民の経済的平準化への志向にもとづいていた、と理想化して考えることは、大きな誤りであろう。」（Там же, стр. 238) そして Шабанова, Частновладельческая крестьянская община ..., стр. 65-66 も、18世紀前半の西北ロシアの一修道院領の割替を「均等割替ではなく、保有地面積を義務負担とつりあわせるための割替」と特徴づけている。なおアレクサンドロフはシャバノヴァ（Там же, стр. 68) とともに、18世紀において共同体の土地用益は既に「解体過程」にあったととらえ、その証拠として、共同体（複合共同体）が各村落に対して「人口数による平等な土地保障」を行なう一方、各村落が一定の土地に対して排他的な「占有権」を主張し、また各村落では、各戸の「宅地ばかりでなく、自由な開墾地、さらに共同体の耕地に対してさえ、世襲的占有確立の傾向がみられた」ことをあげているが（Александров, Сельская община ..., стр. 191, 194, 235, 236, 317), 私の理解ではこれらの事実は、中世以来の各農戸（と村落）の個別所有=世襲的占有の伝統が、割替の普及後もなお根強く残ったことを物語るものであり、その上 Вдовина, Земельные переделы ..., стр. 150-53. によれば、アレクサンドロフの主張とは違って、18世紀前半に宅地も割替の対象になっている。アレクサンドロフの実証と個々の結論には教えられるところが多いが、彼の構想は全体としては逆立ちしているように思われる。

78) Ф. А. Рязановский, Крестьяне Галичской вотчины Мещериновых в XVII и первой половине XVIII века, Галич, 1927, стр. 54.

79) Александров, Сельская община в России, стр. 219-20.

80) Александров, Земельно-переделный тип ..., стр. 56, 58.

81) Бакланова, Указ, соч., стр. 128.

82) Там же, стр. 154-60.

83) Там же, стр. 160.

しかし、この場合「史料でたどれるのは借地を草刈場として使用する傾向だけであり、」
 かりに、「耕地と草刈場をまとめて借地することが、手もとの史料が表している以上にひ
 るまっていた⁸⁴⁾」としても、この時期の借地を労働力の余剰、保有地の不足から説明する
 ことには疑問がある。バクラノヴァはその研究の別の箇所、農家の労働力の「予備は、
 この時期全体を通じて減少し、18世紀の第1四半期までに最低になった⁸⁵⁾、としている。
 それに、領主たちは、彼女もいうように⁸⁶⁾、遊休地を活用して収入(地代)をあげるため
 に借地に応じたが、林を切り開いて新たにつくられる **росчь** には、それが課税地に編
 入されるまで国税がかからなかったから⁸⁷⁾、これは農民はもとより、間接的には領主にと
 っても有利であった。また保有地以外の土地が割替の対象にならなかったことも、バクラ
 ノヴァ自身認めている⁸⁸⁾。従って農民が、国や領主に対する負担が重くて割替の対象にも
 なる本来の保有地を、時には部分的に放棄しても、負担が軽くて経営上の自由もきく借地
 を求めたことは、十分考えられる。現に、バクラノヴァ自身の言葉にあったように⁸⁹⁾、他
 人の放棄した土地を耕して自分の保有地は一部しか利用しないことで、農民たちは税負担
 の軽減をはかることができたのである。

IV

土地割替の慣行が土地の不足ではなく過剰を条件に拡大・普及したことは、17-18世紀
 の「積み下し・積み上げ」(свалка-навалка) をみることによっても、明らかになるよう
 に思う。バクラノヴァは「土地と負担の割当」における共同体の大きな権限を指摘する際
 に⁹⁰⁾、「個別農民経営からの負担の減額と、差し引いた負担の他の諸経営への配分もまた
 [ミールの] 集会できめられた⁹¹⁾、としている。しかしながら、この農民経営間の負担
 の移転と、これに伴う農民保有地の移動、即ち農民の負担と保有地の「積み下し・積み上
 げ」が、この時期における農民の負担の過重と土地保有回避の動きを端的に示すものであ
 り、土地割替慣行の普及の上でも見逃すことのできない現象であったことを、これまた彼
 女は見過ごしている。しかしこれはバクラノヴァだけではない。アレクサンドロフをはじめ
 現在の他の多くの研究者もそうである。私はこの節で、この「積み下し・積み上げ」に
 ついて少し考えてみることにする。

農民の負担と保有地の「積み下し・積み上げ」は、17世紀後半のこれに関する史料が
 アルセニエフによって紹介され⁹²⁾て以来、何人かの研究者によって、18世紀に普及する
 土地割替の先行形態の一つ、それも最も重要なそれとして注目されて来た。例えば、パヴ
 ロフ-シリヴァンスキーは、上に紹介したような彼の割替慣行成立論の立場からもこれに

84) Там же.

85) Там же, стр. 101.

86) Там же, стр. 157.

87) Там же, стр. 153.

88) Там же, стр. 154, 172.

89) 本編 61 ページ参照。

90) 本編注 77 を参照。

91) Бакланова, Указ. соч., стр. 181.

92) Ю.В. Арсеньев, Ближний боярин князь Н. И. Одоевский и его переписка с Галицкою вотчиной (1650-1684 гг.), «Чтение О. И. и Др. Р.», 1903 г., кн. II.

強い関心を示し⁹³⁾、プシュカリョフはさらに積極的に、この17世紀の「積み下し・積み上げ」を「後の共同体的割替土地用益の萌芽」⁹⁴⁾とよんだ。そして彼は、関係史料を検討して、これを次のように特徴づけた。

「引用した諸史料は、17世紀末の貴族大所領における農民の負担と農民に対する土地保障の関連を明白かつ完全に特徴づけ、この負担の部分的な〈積み下し〉と〈積み上げ〉の方法と手続きについて、明瞭な観念を与えている。一人の農民が領主（と国庫）の負担を負い〈えなく〉なると、彼はこの負担の削減を領主に願い出る。領主は、当人が彼に課せられた負担を果すことが〈できる〉か〈できない〉かを、〈ミールの人々〉即ち農民共同体の成員たちに問いただすよう、自分の〈管理人〉と農民の長老たちに命ずる。もし〈本当にできない〉なら、領主の管理人、長老たち及びミールの人々は、願い出た者から負担の一部を取り去り、これを〈ミールの指示した〉人に移す。これは、他人の負担（と、それがかかる土地）のうち取り去られた部分を引受ける力がもっともある人である。われわれがここでみるのは、土地の均等制、即ち相対的平等ではなく、一般的な土地割替でもない。しかしそこには既に、農民の保有地をその家族状況即ちその時点での労働力とつりあわせ、農民の支払い能力とつりあわせるための、保有地の部分的な増減がある。農民的土地制度は、土地所有者の国庫的利益と緊密に結びつきながら、この基礎の上でさらに発展し、次の世紀に、一般的土地割替へ、所与の荘園内での均等な農民的土地用益へ、次第に移行する。」⁹⁵⁾

17世紀末の「積み下し・積み上げ」に着目したプシュカリョフのこの割替慣行成立論は、われわれにも示唆するところが大きい。しかし彼がこれを述べたのは、1939年で⁹⁶⁾、近年の研究状況からするならば問題がないわけではない。「積み下し・積み上げ」のみを18世紀の割替の先行形態とすることに先ず問題があるが⁹⁷⁾、もっと問題なのは、「積み下し・積み上げ」を先行形態とのみ考えることがそもそも適切かどうかである。そしてこれはさきに取りあげた17世紀と18世紀の割替の段階的相違の問題にもかかわってくるが⁹⁸⁾、近年の研究にみられる「積み下し・積み上げ」の事例は、17世紀よりむしろ18世紀のものの方が多い⁹⁹⁾。バクラノヴァがその研究で具体的に論じているのは、1719-20年の例であり¹⁰⁰⁾、シャピロは、既にアルセニエフによって紹介されていた1672-73年のものと並んで、1711年と1730年の事例をあげ¹⁰¹⁾、さらにウスチュゴフが1725年の史料を

93) Павлов-Сильванский, Указ. соч., III, стр. 133-34, 139.

94) Пушкарев, Указ. соч., стр. 150.

95) Там же, стр. 153.

96) 本編注7を参照。

97) Cf. Goehrke, op cit., S. 185.

98) ただし、プシュカリョフ自身は、上の引用の文末の言葉にもかかわらず、その著書の第二部「18世紀」（1941年執筆）では、「地主領村落は18世紀にも、財産・土地の平等という意味での農民的〈均等化〉の〈理想〉からはほど遠かった。」（Пушкарев, Указ. соч., стр. 188）としており、この点でアレクサンドロフなどの認識と基本的には一致している。

99) П. И. Лященко, История народного хозяйства СССР, т. I, М., 1952, стр. 499. は、19世紀前半についても、村落の土地全部の総体的割替に対して、保有地とその義務の部分的割替のことを、「積み下し」・「積み上げ」とよんでいる。

100) Бакланова, Указ. соч., стр. 181-82.

101) Шапиро, Переход от повытной к повенечной системе ..., стр. 210-11.

紹介している¹⁰²⁾。そしてこれらは、その内容からいって、17世紀末のものとそう変わらないように思う。例えば1719-20年の事例は、1719年12月にボログダ郡の大主教領のΦ. И. ポエクなる農民が、「他の、私の兄弟の農民たち」より重い負担の割当をうけたことについて大主教に訴え、当局がこの農民の割当の調査を命じたことで始まった。そして、そのために設けられた農民の代表者たちの委員会は翌年2月、この農民の負担から16アルティオンと4ヂェニガを引去り（残りは25アルティオン）、これを5人の農民に分けて追加割当することをきめた。3日後、30の村落を代表する48人がミールの集会で、この決定を承認した。

もっとも、この1719-20年のものをはじめ以上の事例は、18世紀に入ってからのもとはいっても、プシュカリョフがとくに重視する人頭税の導入以前かそのすぐあとのものである。彼によれば、「人頭税は、18世紀のロシア農村における共同体的・割替的土地用益の発生と発達に決定的な影響を与えている。」¹⁰³⁾そこで、それでは人頭税導入後は「積み下し・積み上げ」の形をとる割替はなくなってゆくのか、というと、決してそうではない。これは依然として割替の最も普通の形態である。近年の文献では先ずシャバノヴァが、1733年の例をあげており¹⁰⁴⁾、それからヴドヴィナが18世紀の20-50年代について、割替が「共同体的土地用益の本質そのもの」から行われた場合の一つの型として、割当を負担する農民がいなくなった際の「積み上げ」をあげている¹⁰⁵⁾。そして割替は荘園当局に対する個々の農民の陳情で始まることもあり、「割替の正確な実施の直接の責任は管理人と長老が負った」¹⁰⁶⁾としているが、これもプシュカリョフが17世紀末の「積み下し・積み上げ」について述べていたところと同じである。

しかしもっと重要なのはアレクサンドロフの研究である。彼は、18世紀末に活躍した歴史家 И. ヴォルティン (1735-92) の証言によって¹⁰⁷⁾、共同体が「各 **тягло** に一定の取分地 (пай) を保障した」「典型的な例」を次のように紹介している。

「**тягло** の数は、働き手の総数から算出された。畠作地が十分ある時には、取分地の数は **тягло** の数を上回り、最も〈家族が多い〉か豊かな農民が、合意ないしくじによって、残った取分地またはその一部を分けもった。一取分地の支払い額は、すべての（国家及び地主の）義務とその他のミールの支出の総額から算出された。一つないしそれ以上の取分地から支払い額を負担できない農民がいると、ミールの集会でこのことが宣言され、土地の一部が彼から取り去られて希望者に渡された。」¹⁰⁸⁾

この「典型的な例」で注目されるのは、第一に、畠作地の不足ではなく余剰が一般的であったと考えられること¹⁰⁹⁾、第二に、「積み下し・積み上げ」とはよばれていないが、実

102) Н. В. Устюгов, Инструкция вотчинному приказчику первой четверти XVIII в., «Исторический архив», IV, 1949, стр. 155 и сл.

103) Пушкирев, Указ, соч., стр. 190.

104) Шабанова, Частновладельческая крестьянская община ..., стр. 60-61.

105) Вдовина, Земельные переделы ..., стр. 141-42.

106) Там же, стр. 145.

107) И. Волтин, Примечания на историю древняя и нынешняя России г. Леклерка, т. 2, СПб., 1788, стр. 341.

108) Александров, Сельская община ..., стр. 211.

109) この点にアレクサンドロフ自身は気がついていないようにみえる。

質的には17世紀末-18世紀はじめのそれとほぼ同じものがそこにみられることである。そして、これが例外ではなく、むしろ普通であったことは、同じアレクサンドロフが18世紀30年代から19世紀はじめまでの中央ロシアの貴族所領について具体的に述べている割替のいくつかの実例¹¹⁰⁾からもわかる。そこで今一例として、オルロフ家のH荘園(ヤロスラヴリ県ルイビンスク郡所在)の場合をみると――

「1772年4月に……19人から負担を減額する決定が行われた。恐らく若干の場合は直接、割当人たち(окладчики)の申告によって、残りの場合は土地を〈ことわった〉農民自身の事前の願い出によって、負担地(тяглая земля)が〈取り去られた〉。負担から取り去られた部分は、量的に非常に違っていた(5〈カペイカ〉から45〈カペイカ〉まで)。「負担を」免除された耕地はミールによって26人の農民に割当てられたが、常に当人たちの同意を得てというにはほど遠かった。この他に割当人たちは46人の農民の割当が〈軽い〉ことを発見し、ミールはこのうち14人について割当の増加を必要と決定した。1786年4月に行われた部分的割替に関する報告も、これに劣らずくわしい。この時には、24人の農民が耕地の縮小とともに負担を減額され、その土地は28人の農民に渡された。1例を除いて負担の減額は農民たちの(〈ことわる〉といった)願い出によって行われ、引渡しは主にミールのイニシアティブで行われた(誰それに〈課せられた〉――24例)。……1808年には、28人の農民から、土地が一部〈取り去られ〉た。1810年には、24人の負担が減額され、これに応じて34人に割当てられた(23例では〈受けとられ〉、10例では〈課せられ〉、1例ではある農民の負担の取り去られた部分が他の農民に、半分は〈課せられ〉、半分は〈受けとられ〉た)」。¹¹¹⁾

アレクサンドロフは他の箇所でも、「共同体の毎年の負担割替の際、つねに、負担の〈捨てられた〉部分は、それを〈捨てた〉者に比してはるかに多い農民の間に、ミールによって〈平等に〉配分された」といっている¹¹²⁾が、上のH荘園の史料ばかりでなく、アレクサンドロフのあげている他の史料でも、概して「積み下し」をうける農民は「積み上げ」をうける農民より少ない。そしてこれは、バクラノヴァのあげていた1719-20年の例で既にそうであった。このことは、18世紀を通じて一般的には、義務負担のかかる保有地の拡大よりは縮小が農民の願望であったことを、物語っているように思われる。シャピロは「積み下し・積み上げ」にふれた箇所でも、17世紀と18世紀前半について「われわれに既知の史料では、担税地の拡大を求める農民の陳情書は、その縮小を求めるものより著しく少ない」としている¹¹³⁾が、ヴォルティンの証言やH荘園の事例などをみると、18世紀後半についてもある程度同じことがいえそうである。というのも、今H荘園の例を表にまとめてみると、1772年と86年の場合、「積み下し」では本人の願い出による(〈ことわった〉)ものが多く、「積み上げ」では〈受けとられた〉ものより、恐らく本人の意に反して〈課せられた〉ものが圧倒的に多いのである。

110) Александров, Земельно-передельный тип ..., стр. 60-65; его же, Сельская община ..., стр. 220-26.

111) Александров, Земельно-передельный тип ..., стр. 64. См. его же, Сельская община ..., стр. 221-22.

112) Там же, стр. 240.

113) Шапиро, Переход от повытной к повенечной системе ..., стр. 211.

H 荘園の事例

年次	「積み下し」			「積み上げ」		
	人数	「ことわった」もの	そうでないもの	人数	「受けとられた」もの	「課せられた」もの
1772	19	若干	残り	26	少数	多数
				14	0	14(?)
1786	24	23	1	28	4(?)	24
1808	28	-	-	-	-	-
1810	24	-	-	34	23.5	10.5

ただし、同じH 荘園でほぼ同じ時期（1775年）に二つの村落の間で結ばれた協定では、土地不足の場合が想定されており¹¹⁴⁾、18世紀後半においてもなお土地過剰が一般的であったと即断することには、危険がともなう。そしてこの場合、土地の過剰にせよ不足にせよ、この発生はもともと、土地保有に伴う諸義務負担の重さに左右される相対的なものであったことが考慮されなければならないが、18世紀後半には、世紀前半に農民にとってとりわけ大きな負担であった国税が、人頭税額の固定と貨幣価値の低下によって、相対的に軽くなっていた¹¹⁵⁾。また、世紀はじめにみられた異常な規模の農民移動・逃亡もかなり減少していた。それから、後述するように、18世紀のほぼ60年代から国有地で貧農層の土地割替要求が出て来る事実も、このころから土地不足が問題になり始めたことを物語っている、ともいえる。

しかしH 荘園に関する限りでは、18世紀の70-80年代になお土地不足よりは土地過剰が問題であった、と考えられる。ところが1810年になると、「積み上げ」の場合、〈受けとられた〉ものが〈課せられた〉ものの二倍以上になっている。これは、この間に土地の過剰よりは不足が問題になるようになったことを推測させる。ただ1810年の場合、「積み下し」に本人の願い出によるものと、本人の意に反して行われたものが、それぞれいくつあったかはわからない。それにアレクサンドロフがあげている18世紀末-19世紀はじめの史料で、「積み下し」と「積み上げ」の内容が多少ともわかるものは、H 荘園以外になく、この点からも私の推測を一般化することは、今のところ困難である。

ただ、ここで一つ指摘しておくならば、プシュカリョフがいうように、「農奴農民の完全かつ普遍的な平等化は18世紀にも現実には実現されず」¹¹⁶⁾、「地主領村落は18世紀にも、財産・土地の平等という意味での農民的〈均等化〉の〈理想〉からはほど遠かった」¹¹⁷⁾とした時¹¹⁸⁾、問題は、当然ロシアの共同体が19世紀に入ってこの〈理想〉により近づくのは何故か、ということになるが、その際、その主な原因の少くとも一つを、19世紀に入っていよいよ甚だしくなる土地不足に求めることは、許されないであろうか？ そしてこれは領主制下の共同体における土地割替のある程度の機能転化——「共同体全体の封建

114) Александров, Земельно-передельный тип ..., стр. 59.

115) ただし、人頭税額は半世紀以上ものあいだの固定の後、90年代に引上げられた。また18世紀半ばからは消費税を中心とする間接的の引上げがあり、領主による収奪も強められた。Cf. A. Kahn, op. cit., p. 233, Table 6.

116) Пушкарев, Указ. соч., стр. 199.

117) Там же, стр. 188.

118) この点は、既にみたように、アレクサンドロフも同様の認識をもっている。

的諸義務負担の保障」¹¹⁹⁾から「農民＝共同体員の経済的平準化への志向」¹²⁰⁾をより強くもったものへの機能転化——を意味するが¹²¹⁾、これには、土地不足の深刻化とともに、18世紀末以降、とくに1837-41年のキセリョフ伯の国有地改革で大きく進められた、農民への均等な土地保障を内容とする「国庫的で後見的な性格」¹²²⁾の強い政府の国有地農民政策の影響もまた、考慮すべきではないか、というのが、これまた私の一つの推測である。

しかし、この国有地農村への割替制の導入そのものは、既に地主領で広く普及していた割替慣行の存在をぬきにしては考えにくいように、私には思われる。そこで最後にこの点にふれて、本編の結びとしたい。近代ロシアの農村共同体における割替慣行の普及・確立は、地主領だけではなく、国有地をも含めて全体として合理的に説明されなければならないと考えるからである。

V

北ロシアに多かった国有地では、一般的に、土地割替慣行の発生が地主領よりおくれた¹²³⁾。この点で注目されるのは、ウスチュゴフが紹介しているドヴィナ郡アンドレヤノフ地区の国有地の土地関係に関する1655年の史料¹²⁴⁾である。この地区では1660年農民たちが土地割替の実施をきめ、116人の農民がその「取りきめ」(приговор)に署名した。しかし22人のものが署名を拒否したので、共同体はこの地方の長官に協力を求めた。ドヴィナ地方ではそれまでに、ドヴィナ川の増水で土地の一部が冠水したのち、農民たちに均等割替の実施が認められた例が何回か(1630, 34, 36年)あったので、長官はこの割替の申し出を認めることにし、モスクワの所管官庁の了承を求めた。しかしモスクワからは、農民たちは「売買証書と土地台帳にもとづいて」土地を保有すべきもの、との判断が示された。割替は自然災害のような例外的な場合にのみ、しかも〈君主の勅令〉をまっけて行われてきた、とされたのである。

この史料は、17世紀に政府は国有地での土地割替に基本的には反対であったことを物語っているが、そこからは同時に、共同体のなかにも割替に強く反対する階層の存在したことがわかる。そして彼らは、他の共同体員から保有地を買い集めていた富農層であった。ソヴェト史学では少し前から、ノソフなどによって、北ロシアの国有地では農民層の階層分化が既に16世紀以来、地主領の多い中央ロシアなどよりはるかに進んでいたことが主張されているが¹²⁵⁾、これは国有地の農民がほとんど完全な土地処分権を有したこと¹²⁶⁾によるものであった。そして上記史料に「売買証書と……によって」とあるように、

119) Александров, Сельская община ..., стр. 317.

120) Там же, стр. 219.

121) ただし、Александровはこのことを明言してはいない。

122) П. А. Колесников, Основные этапы развития северной общины, «Ежегодник по аграрной истории», выпуск VI, Вологда, 1976, стр. 24.

123) 「17世紀の北ロシアは一般的な土地割替を知らなかった。」(Шабанова, Частновладельческая крестьянская община ..., стр. 65).

124) Н. В. Устюгов, К вопросу о земельных переделах на русском Севере в середине XVII в., «Исторический архив», V, М., 1950, стр. 43-49.

125) Н. Е. Носов, Становление сословно-представительных учреждений в России, М., 1969, Часть III.

126) Колесников, Указ. ст., стр. 15.

この農民の自由な土地処分は、国有地の上級所有者たる国家も認めていたのである。

国家が国有地農民の自由な土地処分権の規制に乗り出すのは、18世紀後半になって、全国的な土地境界確定作業が始められてから¹²⁷⁾であり、その際国有地農民は、「不動産を他人に対してであれ、相互にであれ、売却せず、担保に入れず、賠償や、さらに手形や借金の支払いにも、当ててはならない」とされた¹²⁸⁾。しかしこの禁令は必ずしも守られなかった。それにこれは、勿論、土地割替とは直接関係がなかった。国有地における土地の割替は、特定地方の貧農層の土地均等割当要求に政府や地方当局が応える形で、60年代から個別的に始められた¹²⁹⁾。しかしこれは、割替に反対する側の逆の陳情や抵抗によってしばしば失敗に終わった¹³⁰⁾。割替に対する富農層などの反対は19世紀まで続くが¹³¹⁾、政府は1797年の法令と1798年、1800年の勅令で、国有地での土地割替を今や全国的に認めることにした¹³²⁾。そしてその場合、コレスニコフによれば、「貧民たちが均等割替をおこなう共同体のなかに、〔自分たちの〕完全な破滅からの救いをみたのに対して、政府はその政治的・財政的利益から共同体の制度の利用をもくろんだ」¹³³⁾のであった。政府の「政治的・財政的利益」というのは、農村秩序の維持と財源の確保のことである。

しかしここで一つ考えなければならないのは、貧農と政府がそれぞれに「完全な破滅からの救い」と「政治的・財政的利益」確保の途を、何故土地割替の導入に見出したのか、ということである。私にはこれは、地主領で既に土地割替が広く行われていたことを無視しては説明できないように思われる。貧農たちは身近かにこのようなモデルがなくても、破滅からの出口を土地割替に求めたであろうか？ 国有地では完全な土地処分権、事実上の土地所有権と個別所有に支えられて、16世紀以来の農民の間の土地及び財産上の分化が、貨幣商品経済の進展の下でさらに進んでいた¹³⁴⁾。そして、だからこそ貧農たちは完全な破滅からの最後の出口を土地の均等割当に見出したのだ、というのがコレスニコフなどの論理である¹³⁵⁾。しかし貧農たちは果して、地主領での土地割替慣行を知らなくても、国有地における従来の土地慣行を根本的に修正する土地割替を着想し、かつ実現可能なものとして要求したであろうか¹³⁶⁾。また政府は、国有地農村での秩序維持や財源確保のため、土地処分権の制限以上のことを考ええたであろうか？ 私は、政府による土地割替承認

127) 1754年に着手されて中絶し、1766年に再開されて19世紀までかかったこの土地境界確定の作業は、もともとは、領主たちの強い要請によるものであったが、このことは、18世紀中葉以降の領主たちの営農への関心の高まりとともに、一般的な土地不足の発生をも物語っているように思われる。

128) Колесников, Указ. ст., стр. 21. なお鈴木健夫「農奴解放前の北部ロシアの非領主農民と共同体的土地利用——均等土地割替の実現過程について——」、『早稲田政治経済学雑誌』, 228号, 1971年, pp. 109-11. を参照。

129) 同上, pp. 117-18.

130) 同上, pp. 118-19; Пушкирев, Указ. соч., стр. 215-16; J. Blum, *Lord and Peasant in Russia from the Ninth to the Nineteenth Century*, N. Y., 1968, pp. 516-17. なお、私有地での割替慣行普及期(18世紀前半)にも、一部に割替実施に対する反対や抵抗があつて、紛争も起り、時にはこのため割替が見送られた。См. Вдовина, Земельные переделы ..., стр. 145-46.

131) Колесников, Указ. ст., стр. 23; Blum. op. cit., p. 517.

132) Колесников, Указ. ст., стр. 12.

133) Там же, стр. 20.

134) これについては、上掲鈴木論文, pp. 98-100, 103-5. を参照。

135) Колесников, Указ. ст., стр. 20.

136) 北ロシアの国有地ばかりでなく、土地割替慣行の成立過程が最も純粹培養的にみられたとされるシベリアの国有地についても、ロシア人農民の出身地たるヨーロッパ=ロシアの土地慣行、土地制

政策の採用にも、地主領での土地割替慣行の存在が決定的な意味をもっていたと考える。しかしこの場合政府の立場は、貧農層ほど単純ではなかった。18世紀末に土地割替承認政策をとってからも、1836年にキセリョフが農民問題の責任者になるまで、政府の立場は動揺を続ける¹³⁷⁾。これは、一般的にいえば、国民経済発展の立場から農民にも自由な経済活動を許すべきか¹³⁸⁾、それとも農村秩序の維持・治安の確保と財政・徴税の便宜を優先させるべきか、の選択を政府は迫られていたからである。しかし19世紀のロシア史を通じてしばしばみられるように、この場合にも、経済発展よりは治安の維持と行政の便宜が結局は優先させられた。1829-31年大蔵大臣カンクリンが、北部ロシア諸県の国有地で、強い農民の抵抗を予想しながら、強制的な土地均等割替の実施に踏み切ったのは、国有地農民の国税滞納に対する対策としてであり¹³⁹⁾、また30年代末以降、国有地の共同体の機能強化・利用と農民への一律土地保障などの政策を強力に展開したキセリョフは、のちに次のように述べている。

「男子数による土地分配は、農業のいかなる根本的改善にも有害であるが、プロレタリアートを除去する点で有利であり、従ってこれは、純粋に経済的な考慮はこえたところで決定されるべき問題である。」¹⁴⁰⁾

かくして私の考えは、B. П. ダニーロフが引用している И. В. チェルスイジョフの次のような主張にかなり近いことになる。

「国家権力が『自由な』農民の土地での土地関係を規制しようとしなかったときには、巨大領主の農奴制的経済という既存の見本が存在していた……。

自由農民の土地においてかかる慣行を確立するために……国家は『革命的な』手段をとることをいとわなかった。国家は強権的に農民の土地での私的所有の関係（購買、販売、相続、抵当）を廃止し、農民の土地を購入したもつから土地を奪うことによって非農民的な私的所有を侵害し、そうした後、このすべての土地（農民のものも、奪ったものも）を農民のあいだで均等割替にあてたのである。……『土地への権利』とは、ここでも、国家に対する労働義務、租税支払義務の裏返しにすぎなかった。」¹⁴¹⁾

しかし私は、国有地の共同体における土地割替について、チェルスイジョフが述べている側面と共に、このような土地割替にしばられながらも、共同体農民の間には、実質的な土地・財産の分化、即ち階層分化が存在し続けたこと、このことにも注意を払いたい。そ

度の影響は無視できないように思う。逆に16-17世紀にウクライナ人の再入植によって農地化されたチェルニゴフ、ボルダヴァ、そしてハリコフ県の一部では、これらが中央ロシアに近いにもかかわらず、土地割替慣行はひろまらなかった。Cf. Blum, op. cit., p. 552.

137) См. Н. М. Дружинин, Государственные крестьяне и реформа П. Д. Киселева, т. I, М.-Л., 1946, стр. 95-96.

138) アレクサンドル1世の時代(1801-25)、スペランスキーなどの改革派は、共同体を農業発展への悪影響の故に、廃止するべきものとみなしていた。(W. B. Lincoln, *Nicholas I. Emperor and Autocrat of All the Russias*, Bloomington, 1978, pp. 191-92) また政府は、1766-80年国有地農民に隣接地主からの土地購入を許していたが、1801年には、農民の住まない土地の購入権を与え、後には購入した土地の売却・抵当化・譲渡を認めた。土地購入権は1823年法人としての共同体にも与えられた。さらに1830年の法律は、共同体員に工業施設の土地を割当ててを許した。(Колесников, Указ. ст., стр. 22-23)

139) 前掲鈴木論文, pp. 119-20; Blum, op. cit., p. 517; Колесников, Указ. ст., стр. 23.

140) Blum, op. cit., p. 514 所引。

141) В. П. Данилоф, 上掲訳書, p. 27 所引。

してそのような階層分化は、一般的には国有地ほどでないとしても、地主領にもみられた。農民の間の貧富の差は、保有地の貸借、地主からの借地、村内及び出稼ぎの形での賃労働、それに家内工業の経営や穀物取り引き、高利貸への進出など、様々の条件によって生まれた。こうした点は、レーニンの衣鉢をつぐソヴェト史学が永年精力的に明らかにしてきたところである。土地割替は貧農たちに最低限（時にはそれ以下）の土地を保障しながら、農民一般、とくに富農たちの自由な経済活動を規制するものではなかった。そしてこれがある意味では、多くの抵抗をうけながら土地割替が結局定着し、かつ存続し得た理由でもあった、と思われる。

ロシア農村共同体の土地割替慣行は、一方では貨幣・商品経済の発展からさらには資本主義的関係の成立、他方ではロシア絶対主義の成立とその発展の時期に、さきに見たような国家と領主による激しい収奪と規制の強化に対する共同体側の対応として普及し始め、確立したという性格をもっていた。アレクサンドロフもその著書の巻末で、私とは違う文脈においてではあるが、農村への貨幣商品関係の浸透その他の新しい条件に対する共同体の適応能力を強調している¹⁴²⁾。ロシアの農村共同体がその土地割替慣行とともに、20世紀まで存続し、革命後も自らの存在を強く主張し得たのは——誤解を恐れずにあえていえば——その〈新しさ〉のためであって、〈古さの〉ためではない。そしてそれでもなお、近代ロシア（大ロシア）における共同体は、その重要性の故に、その由来と意義が古きにさかのぼって問われなければならないとしても、その時にも問われるべきは単なるその起源ではなく、その通時的な構造でなければならないであろう。この場合必要になるのは、比喩的にいえば、語源研究ではなく、文法の研究なのである。

(1978年10月28日成稿)

〔付記〕本編脱稿後、シャピロが14-17世紀の北ロシアの黒土＝国有地の農民的土地所有を扱った1972年の共同執筆論文のなかで、聖俗所領における土地割替の問題にもふれ、私の主張にかなり近い理解を示していることに気がついた。その一部を引用しておく——

「まだ未解決の困難な問題の一つは、北ロシアにおける土地割替の発生であるが、土地割替は黒土の農村へ聖俗領主と御料地の荘園からやってきたので、後者に目をむける必要がある。そこでは高い諸義務と土地放棄が、土地に応じた負担の賦課から、負担に応じた土地の割当への移行をもたらした。……農民たちは負担のかかる保有地を縮小し、そのようにして負担を〈のがれ〉ようとしたが、地主は反対に、農民の労働力と経済力を計算し、それに応じて農民の負担とそれがかかる保有地を大きくしようとした。……荘園権力とミール権力は各農民経営の〈家族数と暮しぶり〉をたしかめ、それにあわせて、その負担（通常、**выть** とその部分の形で……表現された）を決定した。保有地は **выть** 単位の負担に正確に対応しなければならなかった。……それ故、荘園ないしその部分の範囲内で、土地の〈積み上げ〉と〈積み下し〉が行われた。」¹⁴³⁾

142) Александров, Сельская община, стр. 318.

143) Д. И. Раскин, И. Я. Фроянов, А. Л. Шапиро, О формах черного крестьянского землевладения XIV-XVII вв. «Проблемы крестьянского землевладения и внутренней политики России. Дооктябрьский период», Л., 1972, стр. 34.

The Land-Redistribution in Russian Rural Communes

—A Study on the Spread of the Practice—

Shigeto TORIYAMA

Of recent years, the interest in rural communes has revived among Soviet scholars, and some works, including those of V. A. Aleksandrov, have been published. But none of them give us a satisfactory explanation of the reason why, in noble estates and ecclesiastical ones, the practice of land-redistribution began to take firm root for a relatively short period from the late seventeenth to the mid-eighteenth century. It is, perhaps, because many of them take, even as to the period in question, the shortage of land in peasants' hands for granted. But, as N. P. Pavlov-Sil'vansky has once suggested, peasants under landlordism then suffered not from being under-supplied with land, but from being overburdened with obligations to the landlord and the state, especially to the latter. Hence, they strongly inclined to evade or reduce these obligations, and even to evade or reduce the holding itself of the tenure burdened with such obligations.

In the present paper, the writer deals with the excessiveness of the burden, especially under the reign of Peter I, and, by examining the cases of what is called '*svalka-navalka*' from the late seventeenth to the eighteenth century, throws a light upon the peasants' strong inclination towards reducing the burden and curtailing the tenure as such. The heavier is the burden, the more the rural communes, obliged collectively to both the state and landlord, had to try to maintain the equilibrium of the members' economic capacity and their burden. To such communes, frequent redistributions of both burden and tenure were indispensable in those years when peasants' flights from estate and their evasions of burden were especially frequent.